

6. 営業にあたる出店者の手続き

営業にあたる出店は、その取扱内容によって、各店舗に営業許可又は届出が必要です。

①事前相談

- ・ 出店する行事の開催日まで余裕を持った日程で、施設や設備を購入やレンタルする前に、図面や取扱食品についての情報を持参の上、区役所衛生課等※に相談してください。

※ 開催場所等が『川崎市中央卸売市場北部市場（川崎市宮前区水沢1丁目1番1号）』の場合、『中央卸売市場食品衛生検査所』が相談先となります。

相談先

◆ 屋 台 型：移動可能な組立て式テント等

- ✓ 施設保管場所がある区の区役所衛生課等
- ✓ 施設保管場所が市外にある場合は、「営業者の住所地（法人の場合は、主たる事務所の所在地）」又は「主たる営業地」がある区の区役所衛生課等

◆ 簡易固定型：上下水道配管の接続等を行わず、容易に設置し、撤収可能なコンテナハウス等

- ✓ 行事の開催場所がある区の区役所衛生課等

- ・ 営業者は、**食品衛生責任者**を定めなければなりません。
有資格者*がない場合は、営業者本人か選任予定の者が養成講習会を受講し、食品衛生責任者の資格を取得してください。

* 食品衛生責任者の資格

- ✓ 食品衛生監視員、食品衛生管理者、調理師、製菓衛生師、栄養士、管理栄養士、船舶料理士 等
- ✓ 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会受講者

②申請・届出書類の提出

オンライン
手続も可能です。



- ・ 出店予定の行事の開催日に間に合うよう、十分に余裕をもって手続きしてください（**営業許可の標準処理期間は10日です**）。

◆ 営業許可申請の際に必要な書類（提出書類）

- 1 営業許可申請書（区役所衛生課等で配布・ホームページに掲載）
- 2 施設の構造及び設備を示す図面
- 3 水質検査の結果を証する書類の写し※
※水道直結・専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道の水を使用する場合は不要。
- 4 許可申請手数料 屋台型：4,000円（短期の場合は、2,000円）
簡易固定型：8,000円（短期のみ）

◆ 営業届出の際に必要な書類（提出書類）

- 1 営業届（区役所衛生課等で配布・ホームページに掲載）

◆ 申請・届出の際に確認する書類は、確認後、返却します。

- 1 食品衛生責任者の資格を証明するもの（原本又は写しの提示）
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（最新情報、原本又は写し提示）

③審査

※許可のみ

- ・ 提出書類や図面、必要に応じて施設を確認し、審査します。
※屋台型臨時営業については、以下の方法のどちらかで確認します。
 - ・ 設営された施設の写真や画像データの提出
 - ・ 施設・設備の持参又は倉庫等での確認
- ※簡易固定型臨時営業については、原則、施設調査を行いますので、原則、対応可能な時間帯（平日8:30～12:00・13:00～17:15）に、全ての設営を完了させてください。

④営業許可書交付



※許可
のみ

・審査が終了し、許可がおりると、区役所衛生課等から営業許可書が交付されます。来所の上、お受け取りください。

⑤出店概要書の行事主催者への提出



- ・市内で行われる行事は、「臨時的な行事に付随」することを把握しやすくするために、出店概要書の主催者への提出が必要です。
※営業許可施設は、営業許可書の写しの添付が必要です。
- ・出店概要書は主催者が取りまとめ、区役所衛生課等に提出します。

⑥出店

【営業許可施設の場合】

- ・営業許可事項（施設の所在地／施設の名称、屋号又は商号／許可を受けた年月日及び許可番号／営業の種類／営業許可期間／許可条件）の掲示義務があります。p.15の参考様式を御参照ください。
（営業許可書をそのまま掲示しても可）

【屋台型臨時営業施設の場合】

- ・許可を受けた設備の全てを毎回必ず設置してください。必要な設備を設置しないことは施設基準違反です。

6-1. 営業許可と営業届出

食品の取扱内容によって、必要な営業許可・営業届出が異なります。

	食品の取扱内容	必要な手続き等
①	食品の調理（②を除く。）	・飲食店営業許可（施設基準有） ・食品衛生責任者の選任 ・HACCPに沿った衛生管理の実施
②	丸のままの農産物の単純な調理 焼き芋・蒸かし芋・焼きトウモロコシ・茹でトウモロコシ・焼き栗 等 綿あめ（単純な調理工程のもの。） 肉まん・あんまん （既製品を蒸すだけのもの。） 食品の販売（③を除く。） ・食品営業施設で調理・販売された食品の販売 ・生鮮食品（農産物・食品営業施設で包装された食肉・鮮魚介類）の販売	・営業届出 ・食品衛生責任者の選任 ・HACCPに沿った衛生管理の実施
③	食品営業施設で製造・包装された食品（常温保存可能で賞味期限が設定されている食品に限る。）を開封せずに販売	・手続き不要